

区役所で行う手続き 1. 戸籍・住民登録

世帯主が亡くなった

申請方法

窓口

手続き 世帯主変更の手続き

手続き詳細	期限
3人以上の世帯で、世帯主が亡くなられた場合、手続きが必要です。 2人以下の世帯で、世帯主が亡くなられた場合は、手続きは不要です。	14日以内
必要なもの	申請者 世帯員、 委任状を持った代理人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類※P.32をご確認ください。	問い合わせ先 最寄りの区民事務所 ※P.52をご確認ください。

マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

申請方法

窓口

手続き マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードの破棄
または返納

手続き詳細	期限
亡くなられた方のカードは、死亡日をもって廃止されるため、手続きは不要です。カードをお持ちの場合は、裁断して破棄するか、最寄りの区民事務所に返納してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、相続等の手続きで必要になる場合があります。手続きが完了してから破棄するか、番号を控えておくことをお勧めします。	期限なし 申請者 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	最寄りの区民事務所 ※P.52をご確認ください。

MEMO

印鑑登録をしていた

申請方法

窓口

手続き 印鑑登録証の破棄または返納

手続き詳細	期限
亡くなられた方の印鑑登録証は、死亡日をもって廃止されるため、手続きは不要です。印鑑登録証をお持ちの場合は、裁断して破棄するか、最寄りの区民事務所に返納してください。	期限なし
必要なもの	申請者
なし	どなたでも可
	問い合わせ先
	最寄りの区民事務所 ※ P.52をご確認ください。

戸籍謄本(戸籍の証明書)が必要

申請方法

窓口・郵送・オンライン

手続き 戸籍謄本(戸籍の証明書)の取得

手続き詳細	期限
【本籍地が練馬区の方】 練馬区に死亡届を提出された場合は、内容に問題がなければ、土日祝日を除く10日前後で戸籍が取得できるようになります。	期限なし
【本籍地が練馬区以外の方(広域交付)】 本籍地の自治体で戸籍の記載手続きが完了していれば、本籍地以外の自治体でも戸籍を取得できます。 戸籍に記載されるまでの日数は自治体によって異なるため、本籍地にお問い合わせください。 なお、相続手続きには、戸籍謄本(戸籍の証明書)などが必要となる場合や亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等の提出を求められる場合があります。P.39~40をご参照ください。	申請者 配偶者または直系血族 問い合わせ先 戸籍住民課 戸籍第一係(区役所内) ☎ 03-5984-4530 戸籍第二係(石神井庁舎内) ☎ 03-3995-1105 【オンライン申請フォームはこちら】 
必要なもの	
【窓口】 <input type="checkbox"/> 本人確認書類※ P.32をご確認ください。 <input type="checkbox"/> 委任状 (本籍地が練馬区の方と練馬区外の方で必要なものが異なるため、お問い合わせください。)	
【郵送】 郵送による請求は、本籍地が練馬区の方のみとなります。その他、請求方法などについては、お問い合わせください。	

1. 戸籍・住民登録

住民票(除票)の写しが必要

手続き 住民票(除票)の写しの取得

手続き詳細	申請方法
死亡届が提出されると、亡くなられた方の記録は住民票から除かれ「除票」となります。	期限なし
亡くなられた方の住民票(除票)の写しは、相続や年金の手続き等、請求が相当と認められる場合に限り、発行することができます。	申請者
※亡くなられた方の住民票(除票)の写しには、マイナンバー(個人番号)および住民票コードを記載できません。	相続人など、委任状を持った代理人
なお、相続手続きには、住民票(除票)の写しなどが必要となる場合があります。P.40をご参照ください。	問い合わせ先
必要なもの <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類※P.32をご確認ください。 <input type="checkbox"/> 請求理由および請求権限を確認できる書類等 <input type="checkbox"/> その他 <p>※詳細は、練馬区公式ホームページ「住民票の除票」をご確認ください。</p>	【窓口】 最寄りの区民事務所 ※ P.52をご確認ください。 【郵送】 戸籍住民課住民記録係 ☎ 03-5984-2796 【オンライン申請フォームはこちら】 

MEMO

2. 保険・年金関係

国民健康保険(75歳未満の方)に加入していた

申請方法

窓口・郵送

手続き① 資格確認書などの返納

手続き詳細	期限
亡くなられた場合には、死亡日の翌日で自動的に資格は喪失となるため、手続きは不要です。	期限なし
資格確認書・高齢受給者証は、医療機関等での手続きが完了してから、問い合わせ先または最寄りの区民事務所(P.52)に返納してください。	申請者
なし	問い合わせ先
必要なもの	国保年金課 こくほ資格係 ☎ 03-5984-4554 こくほ石神井係 ☎ 03-3995-1114
□亡くなられた方の資格確認書・高齢受給者証	

手続き② 世帯主変更後の新しい資格確認書などの交付

申請方法

—

手続き詳細	期限
亡くなられた方が世帯主で、同一世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、世帯主変更の手続き(P.7)後に、自動的に新しい資格確認書などを送付します。	P.7「世帯主変更の手続き」を参照
必要なもの	申請者 P.7「世帯主変更の手続き」を参照
P.7「世帯主変更の手続き」を参照	問い合わせ先 国保年金課 こくほ資格係 ☎ 03-5984-4554 こくほ石神井係 ☎ 03-3995-1114

MEMO

2. 保険・年金関係

国民健康保険(75歳未満の方)に加入していた

申請方法

窓口

手続き③ 保険料の還付・相談

手続き詳細	期限
以下の場合には、後日、それぞれの通知書をお送りします。	速やかに
・保険料に変更が生じた場合 ⇒ 保険料の変更通知	申請者
・保険料の納め過ぎがある場合 ⇒ 保険料の還付通知	相続人
必要なもの	問い合わせ先
【保険料の変更、納め過ぎがある場合】 お送りする通知書をご確認ください。	【保険料の変更通知について】 国保年金課こくほ資格係 ☎ 03-5984-4554
【未納がある場合】 お問い合わせください。	【保険料の還付通知について】 収納課こくほ収納係 ☎ 03-5984-4559
	【未納がある場合について】 収納課納付相談係 (納付案内センター) ☎ 03-5984-4547

手続き④ 高額療養費の申立て申請

申請方法
窓口・郵送

手続き詳細	期限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申立て申請ができます。	診療月の翌月1日から 2年間
必要なもの	申請者
<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類※P.32をご確認ください。 <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 預金通帳等(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 戸籍(必要な方のみ)	相続人 問い合わせ先 国保年金課 こくほ給付係 ☎ 03-5984-4553

MEMO

手続き⑤ 葬祭費の申請

申請方法

窓口・郵送・オンライン

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなられたときは、葬儀を行った方（喪主）に葬祭費（70,000円）が支給されます。 詳しくは、問い合わせ先または練馬区公式ホームページ「国保に加入している方が亡くなったとき（葬祭費の支給）」をご確認ください。 郵送で手続きする場合は、(P.45)に案内と申請書がありますのでご利用ください。	葬儀を行った日の翌日から2年間
申請者	葬儀を行った方（喪主）
問い合わせ先	国保年金課 こくほ給付係 ☎ 03-5984-4553 こくほ石神井係 ☎ 03-3995-1114
必要なもの	【オンライン申請フォームはこちら】  <input type="checkbox"/> 葬儀を行った方（喪主）の氏名が確認できる葬儀の領収書または会葬礼状 <input type="checkbox"/> 葬儀を行った方（喪主）名義の銀行等の口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 葬儀を行った方（喪主）の本人確認書類※P.32をご確認ください。

手続き⑥ 送付物の送付先変更

申請方法

窓口・郵送

手続き詳細	期限
後日、区から亡くなられた方の生前の住所に保険料や医療費に関する手紙を送付する場合があります。 ひとり暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など生前の住所に郵便物が届かない可能性がある場合は、送付先を変更することができます。詳しくは、問い合わせ先をご確認ください。	速やかに
申請者	状況により異なるため お問い合わせください。
問い合わせ先	国保年金課 こくほ資格係 ☎ 03-5984-4554
必要なもの	<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類等※P.32をご確認ください。

2. 保険・年金関係

後期高齢者医療制度(75歳以上の方)に加入していた

申請方法

窓口・郵送

手続き① 資格確認書の返納

手続き詳細	期限
亡くなられた場合には、死亡日の翌日で自動的に資格は喪失となるため、手続きは不要です。 資格確認書は、医療機関等での手続きが完了してから、問い合わせ先または最寄りの区民事務所(P.52)に返納してください。	期限なし
必要なもの	申請方法
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の資格確認書	窓口
	国保年金課 後期高齢者資格係 ☎ 03-5984-4587

手続き② 保険料の還付・相談

手続き詳細	期限
保険料に過不足が生じた場合は、翌月以降に、通知書をお送りします。 保険料に未納がある場合は、ご相談ください。また、所得の修正申告をされた場合も、保険料が変更される場合があります。	速やかに
必要なもの	申請方法
お送りする通知書をご確認ください。	窓口
	国保年金課 後期高齢者保険料係 ☎ 03-5984-4588

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申立て申請ができます。	診療月の翌月1日から2年間
必要なもの	申請方法
<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類※P.32をご確認ください。 <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 預金通帳等(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 印鑑(相続人のもの)	相続人 問い合わせ先 国保年金課 後期高齢者資格係 ☎ 03-5984-4587

手続き④ 葬祭費の申請

申請方法

窓口・郵送・オンライン

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなられたときは、葬儀を行った方（喪主）に葬祭費（70,000円）が支給されます。 詳しくは、問い合わせ先または練馬区公式ホームページ「【後期高齢者医療】加入している方が亡くなったとき（葬祭費）」をご確認ください。 郵送で手続きする場合は、(P. 42)に案内と申請書がありますのでご利用ください。 他の法令により葬祭費（埋葬料等含む）が支給される場合は申請できません。	葬儀を行った日の翌日から2年間
必要なもの	申請者 葬儀を行った方（喪主） 問い合わせ先 国保年金課 後期高齢者資格係 ☎ 03-5984-4587 【オンライン申請フォームは こちら 】
	

手続き⑤ 送付物の送付先変更

申請方法

窓口・郵送

手続き詳細	期限
後日、区から亡くなられた方の生前の住所に保険料や医療費に関する手紙を送付する場合があります。 ひとり暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など生前の住所に郵便物が届かない可能性がある場合は、送付先を変更することができます。詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	速やかに 申請者 状況により異なるため お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先 国保年金課 後期高齢者資格係 ☎ 03-5984-4587

2. 保険・年金関係

介護保険(65歳以上または介護認定を受けていた方)に加入していた

手続き① 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証の返納

申請方法

窓口・郵送

手続き詳細	期限
亡くなられた場合には、死亡日の翌日で自動的に資格は喪失となるため、手続きは不要です。	期限なし
保険証・負担割合証は、練馬区以外の各種手続きで使用する可能性があります。各種手続きが完了してから、問い合わせ先、最寄りの区民事務所(P.52)、または地域包括支援センター(P.37)に返納してください。	申請者 どなたでも可 問い合わせ先 介護保険課 資格保険料係 ☎ 03-5984-4592 給付係 ☎ 03-5984-4591
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> (お持ちの場合)介護保険負担割合証	

MEMO

手続き② 保険料の還付・相談

申請方法
窓口・郵送

手続き詳細	期限
保険料に変更が生じた場合は、後日、「変更通知書」をお送りします。 その結果、納めすぎとなった場合は、後日、「還付通知書」をお送りしますので、同封の「還付請求書」および「還付金請求に係る申立書」を返送してください。 なお、保険料に未納がある場合は、相続人の方が納付書にてお支払いください。	速やかに 申請者 相続人
必要なもの	問い合わせ先
お送りする通知書をご確認ください。	介護保険課 資格保険料係 ☎ 03-5984-4593

手続き③ 送付物の送付先変更

申請方法
窓口・郵送・オンライン

手続き詳細	期限
後日、区から亡くなられた方の生前の住所に保険料や医療費に関する手紙を送付する場合があります。 ひとり暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など生前の住所に郵便物が届かない可能性がある場合は、送付先を変更することができます。詳しくは、問い合わせ先をご確認ください。	速やかに 申請者 状況により異なるため お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類等※ P.32をご確認ください。	介護保険課 資格保険料係 ☎ 03-5984-4592 【オンライン申請フォームはこちら】 

MEMO

2. 保険・年金関係

国民年金を受給せずに亡くなった(年金を受給していた方はP.33をご確認ください。)

手続き① 国民年金を受給せずに亡くなった

申請方法

窓口・郵送(事前にご連絡ください)

手続き詳細	期限
亡くなられた方の年金の加入状況等により必要な手続きが異なりますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。 ※国民年金・厚生年金・共済年金を受給していた方は、P.33をご確認ください。	速やかに
必要なもの	申請者
<input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類および個人番号確認書類 ※P.32をご確認ください。 <input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書(請求者・亡くなられた方) <input type="checkbox"/> 請求者名義の通帳 <input type="checkbox"/> 住民票(請求者・亡くなられた方) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 ※手続きにより必要なものが異なりますので、事前にお問い合わせください。	状況により異なるため お問い合わせください。 問い合わせ先 国保年金課 国民年金係 ☎ 03-5984-4561 ※手続きにより、年金事務所での手続きになる場合があります。

手続き② 障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金のみを受給していた

申請方法

窓口・郵送(事前にご連絡ください)

手続き詳細	期限
未支給年金の請求手続きが必要です。 ※国民年金・厚生年金・共済年金を受給していた方は、P.33をご確認ください。	速やかに
必要なもの	申請者
<input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類および個人番号確認書類 ※P.32をご確認ください。 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 <input type="checkbox"/> 請求者名義の通帳 <input type="checkbox"/> 住民票(請求者・亡くなられた方) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 ※手続きにより必要なものが異なりますので、事前にお問い合わせください。	年金を受給していた方が亡くなったときに、その方と生計を同じくしていた、「(1)配偶者(2)子(3)父母(4)孫(5)祖父母(6)兄弟姉妹(7)その他(1)～(6)以外の3親等内の親族」です。未支給年金を受け取れる順位もこのとおりです。 問い合わせ先 国保年金課 国民年金係 ☎ 03-5984-4561 ※手続きにより、年金事務所になる場合があります。

3. 障害・福祉

自立支援医療受給者証(精神通院)、精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き

自立支援医療受給者証(精神通院)、精神障害者保健福祉手帳の返納

申請方法

窓口・郵送

手続き詳細	期限
亡くなられた場合には、死亡日の翌日で自動的に資格は喪失となるため、手続きは不要です。	期限なし
【自立支援医療受給者証(精神通院)】 有効期限が残っている場合、問い合わせ先に返納してください。	申請者 どなたでも可
【精神障害者保健福祉手帳】 問い合わせ先に返納してください。	問い合わせ先
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(精神通院) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	保健予防課 精神保健係  03-5984-4764 最寄りの保健相談所 ※ P.52をご確認ください。

身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)を持っていた

手続き

身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)の返納

申請方法

窓口

手続き詳細	期限
亡くなられた場合には、死亡日の翌日で自動的に資格は喪失となるため、手続きは不要です。	期限なし
手帳を問い合わせ先に返納してください。	申請者 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳) <input type="checkbox"/> (お持ちの場合)各種受給者証	管轄の総合福祉事務所 ※ P.52をご確認ください。

MEMO

3. 障害・福祉

障害者に係る手当などを受給していた

申請方法

窓口・郵送

手続き 障害者に係る手当などに関する手続き

手続き詳細	期限
詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	特別障害者手当・障害児福祉手当を受給していた方 …14日以内
必要なもの	それ以外の手当を受給していた方 …速やかに
<input type="checkbox"/> 振込先口座(同居親族)が確認できるもの ※手続きの内容によりその他必要な書類があります。	申請者
	親族
	問い合わせ先
	管轄の総合福祉事務所 ※P.52をご確認ください。

東京都心身障害者医療費助成(マル障)の受給者証を持っていた

申請方法

窓口

手続き 東京都心身障害者医療費助成(マル障)の受給者証の返納

手続き詳細	期限
亡くなられた場合には、死亡日の翌日で自動的に資格は喪失となるため、手続きは不要です。マル障受給者証を問い合わせ先に返納してください。(死亡日までマル障受給者証を使用できます。)	速やかに
必要なもの	申請者
医療費の還付請求がある方は申請に必要な書類があります。	どなたでも可 ※還付請求がある方は問い合わせ先にご相談ください。
<input type="checkbox"/> マル障受給者証 <input type="checkbox"/> 資格確認書(保険証) <input type="checkbox"/> 医療費領収書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 相続関係を示す書類 ・相続人/相続財産管理人名義人口座 ・戸籍謄本、審判書等 ※詳しくはお問い合わせください。	問い合わせ先 ①身体障害者手帳、愛の手帳を持っていた方… 管轄の総合福祉事務所 ※P.52をご確認ください。 ②精神障害者保健福祉手帳を持っていた方… 保健予防課精神保健係 ☎ 03-5984-4764

難病、BC肝炎、人工透析、小児慢性、育成医療、東京都大気汚染等の医療費助成制度の認定を受けていた

手続き

難病、BC肝炎、人工透析、小児慢性、育成医療、東京都大気汚染等の医療費助成制度の受給者証の返納

申請方法

窓口・郵送

手続き詳細	期限
受給者証を問い合わせ先に返納してください。	期限なし
	申請者
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 医療券等	保健予防課管理係 ☎ 03-5984-2484 最寄りの保健相談所 ※ P.52をご確認ください。

被爆者健康手帳を持っていた

手続き

被爆者健康手帳に関する手続き

申請方法

窓口・郵送

手続き詳細	期限
手帳等を問い合わせ先に返納してください。また、葬祭料を申請することができます。詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	亡くなられた後、5年以内
	申請者
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 各種手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書等(コピー) <input type="checkbox"/> 住民票の除票 <input type="checkbox"/> 葬祭費用の領収書等(コピー)	保健予防課管理係 ☎ 03-5984-2484 豊玉保健相談所 石神井保健相談所 ※ P.52をご確認ください。

MEMO

3. 障害・福祉

車いす・介護用ベッドなどの福祉用具を利用していた

申請方法

電話

手続き 福祉用具の車いす・介護用ベッドの返却

手続き詳細	期限
福祉用具を返却してください。詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。 ※返却の連絡は、直接委託業者となります。	速やかに
	申請者
	親族や介護支援専門員
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方が借りていた福祉用具	高齢者支援課 高齢給付係 ☎ 03-5984-2774

紙おむつ等の支給を受けていた

申請方法

窓口

手続き 紙おむつ等に関する手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方により必要な手続きが異なりますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	速やかに
	申請者
	親族
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	管轄の総合福祉事務所 ※ P.52をご確認ください。

MEMO

4. 子ども・子育て

就学援助(小中学校)を受けている、または新たに就学援助を受けたい

手続き	就学援助(小中学校)を受けている、または新たに就学援助を受ける手続き	申請方法 窓口・郵送
-----	------------------------------------	---------------

手続き詳細	期限
亡くなられた方により必要な手続きが異なりますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	速やかに
必要なもの	申請者 保護者
<input type="checkbox"/> 就学援助費受給申請書兼委任状 <input type="checkbox"/> 振込先口座を確認できるもの ※申請書は、区立小中学校または学務課でお渡ししています。 ※該当する理由により、その他必要な書類があります。詳しくは、お問い合わせください。	問い合わせ先 学務課 管理係 ☎ 03-5984-5643

子ども医療証の交付を受けている

手続き	子ども医療証に関する手続き	申請方法 窓口・郵送
-----	---------------	---------------

手続き詳細	期限
お子様が亡くなられた場合は手続きは不要です。 子ども医療証に記載のある保護者が亡くなられた場合は保護者変更、健康保険の被保険者の変更手続きが必要です。	速やかに 申請者 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類(申請者)※P.32をご確認ください。 <input type="checkbox"/> 子ども医療証 ※お子様が加入している健康保険の被保険者が亡くなられた場合には、新たに加入する健康保険の情報が確認できるものが必要です。	子育て支援課 児童手当係 ☎ 03-5984-5824

MEMO

4. 子ども・子育て

児童手当を受けている

手続き 児童手当に関する手続き

申請方法

窓口・郵送・オンライン

手続き詳細	期限
受給者やお子様が亡くなられた場合、受給資格は消滅となります。 お子様を新たに監護される場合は申請が必要です。手続きは問い合わせ先にご確認ください。 なお、受給者の配偶者が亡くなられた場合には、ひとり親の手当等の申請が可能な場合があります。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類および個人番号確認書類(申請者・配偶者) ※P.32をご確認ください。	子育て支援課 児童手当係 ☎ 03-5984-5824
<input type="checkbox"/> 申請者名義の銀行等の口座がわかるもの ※外国籍の方は上記のほかに必要なものがある場合があります。 詳しくは練馬区公式ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。	

児童扶養手当、児童育成手当(育成)、児童育成手当(障害)、 特別児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成を受けている

申請方法

窓口
・
郵送

手続き 児童扶養手当等に関する手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方により必要な手続きが異なりますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類および個人番号確認書類(申請者) ※P.32をご確認ください。 【お持ちの場合】 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証	子育て支援課 児童手当係 ☎ 03-5984-5824

保育園に通園している子がいる

手続き 保育園に関する手続き

申請方法

窓口・郵送・オンライン

手続き詳細	期限
亡くなられた方により手続きが必要な場合がありますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	速やかに 申請者 親族
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	保育課 保育認定係 ☎ 03-5984-1479

幼稚園に通園している子がいる

手続き 幼稚園に関する手続き

申請方法

窓口・郵送

手続き詳細	期限
亡くなられた方により手続きが必要な場合がありますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	速やかに 申請者 親族
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	学務課 幼稚園係 ☎ 03-5984-1347

学童クラブに入会している子がいる

手続き 学童クラブに関する手続き

申請方法

窓口・郵送

手続き詳細	期限
亡くなられた方により手続きが必要な場合がありますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	速やかに 申請者 親族
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	子育て支援課 放課後対策第一係 ☎ 03-5984-1519

5. 税金・助成金・区民葬儀等

税金に関する手続き

手続き① 相続人代表者指定(変更)届の提出

手続き詳細	申請方法
特別区民税・都民税(住民税)は、1月1日(賦課期日)現在、練馬区に住所があり、前年中に年金や給与等の所得があった場合に課税されます。1月2日以降に亡くなられた場合には、相続人または相続人と思われる親族の方に納税通知書を送付します。相続人のうち、どなたが相続人代表者になられるのか「相続人代表者指定(変更)届」の提出をお願いします。届出書に必要事項を記入して、提出してください。	窓口・郵送・オンライン
必要なもの	期限
相続人代表者指定届をご提出ください。 【窓口】 来庁者の本人確認書類をお持ちください。 ※P.32をご確認ください。 【郵送】 詳細は、練馬区公式ホームページ「亡くなられた方の税金について」をご確認ください。	速やかに
	申請者
	相続人代表者
	問い合わせ先
	税務課区税第一～第四係 ☎ 03-5984-4537 または 収納課個人収納係 ☎ 03-5984-4542 【オンライン申請フォームはこちら】
	

手続き② 住民税の納付

手続き詳細	申請方法
【納付相談】 未納がある場合や、納期末到来分について期限内納付等が困難な場合はご相談ください。	窓口
必要なもの	期限
お問い合わせください。	速やかに
	申請者
	相続人
	問い合わせ先
	収納課納付相談係 (納付案内センター) ☎ 03-5984-4547

MEMO

原付バイク(125cc以下)を所有していた

申請方法

窓口・郵送

手続き 原付バイク(125cc以下)の廃車手続き

手続き詳細	期限
廃車手続きをしてください。新たな所有者が引き続き使用する場合は、名義変更の手続きをしてください。	速やかに 申請者 相続人、委任状をお持ちの代理人、譲渡証明書をお持ちの新所有者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類※P.32をご確認ください。 <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と同一世帯でない場合は関係がわかる戸籍謄本など	税務課 軽自動車税担当 ☎ 03-5984-4536 または、 石神井区民事務所 ☎ 03-3995-1103

犬を飼っている

申請方法

窓口・オンライン

手続き 所有者の変更

手続き詳細	期限
飼い主が亡くなられた場合は所有者の変更届が必要です。状況によって手続きが異なりますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	速やかに 申請者 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	生活衛生課管理係 ☎ 03-5984-2483

MEMO

5. 税金・助成金・区民葬儀等

指定葬儀場使用料の助成を受けたい

手続き 指定葬儀場使用料の助成金の申請

申請方法

窓口・郵送・オンライン

手続き詳細	期限															
<p>区が指定した5つの葬儀場(下表を参照)の会場で通夜または葬儀(社葬を除く。安置、初七日等の費用も対象外。)を行い、つぎの(1)または(2)のいずれかに該当する場合、会場使用料の一部を助成します。</p> <p>(1)通夜または葬儀の日に、練馬区に住民登録がある方が会場使用料を負担した(領収書の宛名になっている)。</p> <p>(2)死亡日に練馬区に住民登録がある方が亡くなった。</p> <p>助成金額は、1万5,000円です。</p> <p>※会場使用料が上記の金額未満の場合は、その額になります。</p> <p>【練馬区指定葬儀場】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>江古田斎場</td> <td>小竹町1丁目61番1号</td> <td>☎ 03-3958-1192</td> </tr> <tr> <td>豊島園会館</td> <td>練馬3丁目22番6号</td> <td>☎ 03-3991-2234 <夜間> ☎ 0120-17-9876</td> </tr> <tr> <td>東高野会館</td> <td>高野台3丁目10番3号</td> <td>☎ 03-3995-3724</td> </tr> <tr> <td>大泉橋戸会館</td> <td>大泉町6丁目24番26号</td> <td>☎ 03-3925-1325</td> </tr> <tr> <td>石神井竇龜閣斎場</td> <td>石神井台1丁目2番13号</td> <td>☎ 03-3996-0214</td> </tr> </tbody> </table>	江古田斎場	小竹町1丁目61番1号	☎ 03-3958-1192	豊島園会館	練馬3丁目22番6号	☎ 03-3991-2234 <夜間> ☎ 0120-17-9876	東高野会館	高野台3丁目10番3号	☎ 03-3995-3724	大泉橋戸会館	大泉町6丁目24番26号	☎ 03-3925-1325	石神井竇龜閣斎場	石神井台1丁目2番13号	☎ 03-3996-0214	通夜または葬儀の終わった日の翌日から1年間
江古田斎場	小竹町1丁目61番1号	☎ 03-3958-1192														
豊島園会館	練馬3丁目22番6号	☎ 03-3991-2234 <夜間> ☎ 0120-17-9876														
東高野会館	高野台3丁目10番3号	☎ 03-3995-3724														
大泉橋戸会館	大泉町6丁目24番26号	☎ 03-3925-1325														
石神井竇龜閣斎場	石神井台1丁目2番13号	☎ 03-3996-0214														
	申請者															
	会場使用料を負担した方(領収書の宛名の方) ※領収書の宛名の方以外を申請者とする場合は、委任状が必要です。															
	問い合わせ先															
	地域振興課 事業推進係 ☎ 03-5984-1523 【ホームページはこちら】															
																
必要なもの	<input type="checkbox"/> 練馬区指定葬儀場使用料助成金交付申請書兼請求書 <input type="checkbox"/> 会場使用料の領収書の原本 <input type="checkbox"/> 申請者名義の銀行等の口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 委任状(必要な方のみ) <p>※オンライン申請とそれ以外の申請では、必要なものが異なるため、詳しくは問い合わせ先に記載の練馬区公式ホームページをご確認ください。</p>															

MEMO

区民葬儀を利用したい

申請方法

窓口・郵送

手続き 区民葬儀の利用申請

手続き詳細	期限
「区民葬儀取扱業者」の中から業者を決めて、区民葬儀の利用であることを伝えて申し込んでください。 ※区民葬儀とは、葬儀費用の負担軽減のために、23区と葬儀業者が提携する制度を利用した葬儀です。	葬儀業者を決める前
必要なもの	申請者 葬儀を行う親族の方等 (葬儀を行う方が23区内に住んでいる、または亡くなられた方が死亡日に23区内に住んでいた)
死亡届(死亡診断書)を戸籍の窓口に提出する際に、「区民葬儀券」を請求してください。受け取った区民葬儀券は、必要事項を記入して業者に渡してください。	問い合わせ先 地域振興課 事業推進係 ☎ 03-5984-1523
【練馬区内 区民葬儀取扱業者一覧(18店)】	
(有)今井葬儀社	〒176-0005 練馬区旭丘1丁目76番2号 ☎ 03-3951-2527
(株)石山葬儀社	〒176-0012 練馬区豊玉北5丁目17番8号 ☎ 03-3992-4243
(有)今井商店	〒176-0023 練馬区中村北4丁目2番8号 ☎ 03-3999-1318
(株)東京祭典	〒176-0001 練馬区練馬4丁目11番11号 ☎ 03-3991-2295
(株)金周内田	〒179-0081 練馬区北町1丁目16番6号 ☎ 03-3933-0426
西武葬儀社	〒178-0064 練馬区南大泉3丁目31番24号 ☎ 03-3924-3040
伊藤葬儀社	〒178-0061 練馬区大泉学園町3丁目6番35-103号 ☎ 03-3924-7498
(株)小澤葬祭	〒177-0051 練馬区関町北4丁目1番10号 ☎ 03-3920-0878
上石神井支店	〒177-0044 練馬区上石神井4丁目4番22号 ☎ 03-3920-4733
株式会社まきの(株式会社マキノ祭典)	〒177-0044 練馬区上石神井4丁目9番24号 ☎ 03-3929-1040
東大泉店	〒178-0063 練馬区東大泉3丁目16番31号 ☎ 03-3924-0080
大泉学園町店	〒178-0061 練馬区大泉学園町6丁目12番44号 ☎ 03-3921-1616
大泉学園駅前店	〒178-0063 練馬区東大泉3丁目17番19号 ☎ 03-3924-0080
石神井公園駅前店	〒177-0041 練馬区石神井町7丁目1番2号 ☎ 03-6913-2075
(有)まごころ式典	〒179-0076 練馬区土支田4丁目13番6号 ☎ 03-6760-6409
(有)長谷川葬儀社	〒179-0085 練馬区早宮3丁目43番4号 ☎ 03-5912-5646
(有)きよせ典礼	〒178-0065 練馬区西大泉6-3-7 ☎ 03-3921-9090
(株)ネクストワン	〒179-0075 練馬区高松3-7-17フレグランス光が丘1階 ☎ 03-3991-0278

5. 税金・助成金・区民葬儀等

ごみを処分したい

申請方法

窓口

手続き ごみの処分

手続き詳細	期限
ごみの種別によって処分方法が異なりますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	申請者 親族
必要なもの	問い合わせ先
	〒176・179地域 練馬清掃事務所 ☎ 03-3992-7141 〒177・178地域 石神井清掃事務所 ☎ 03-3928-1353

区営住宅・区立高齢者集合住宅に住んでいた

申請方法

窓口・郵送

手続き 区営住宅・区立高齢者集合住宅に住んでいた方に関する手続き

手続き詳細	期限
詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	申請者 状況により異なるため お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
	住宅課住宅係 ☎ 03-5984-1619 ※都営住宅に住んでいた方 は、P.34をご確認ください。